

議案第 9 0 号

さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 8 3 号）
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（補償基礎額） 第 5 条 〔略〕 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水 防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業 従事者等」という。）が消防作業等に従事し、 若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業 務に従事したことにより死亡し、負傷し、若し くは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、 若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業 務に従事したことによる負傷若しくは疾病によ り死亡し、若しくは障害の状態となった場合に は、<u>9, 7 0 0 円</u>とする。ただし、その額が、 その者の通常得ている収入の日額に比して公正 を欠くと認められるときは、<u>1 万 4, 5 0 0 円</u> を超えない範囲内においてこれを増額した額と することができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員 又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」とい う。）の事故発生日において、他に生計のみちが なく主として消防団員等の扶養を受けていたもの を扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等につ いては、前項の規定による金額に、第 1 号に該当 する扶養親族については 1 人につき <u>1 0 0 円</u>を、	（補償基礎額） 第 5 条 〔略〕 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水 防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業 従事者等」という。）が消防作業等に従事し、 若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業 務に従事したことにより死亡し、負傷し、若し くは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、 若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業 務に従事したことによる負傷若しくは疾病によ り死亡し、若しくは障害の状態となった場合に は、<u>9, 1 0 0 円</u>とする。ただし、その額が、 その者の通常得ている収入の日額に比して公正 を欠くと認められるときは、<u>1 万 4, 2 0 0 円</u> を超えない範囲内においてこれを増額した額と することができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員 又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」とい う。）の事故発生日において、他に生計のみちが なく主として消防団員等の扶養を受けていたもの を扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等につ いては、前項の規定による金額に、第 1 号又は第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親

第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) [略]

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>

備考 [略]

族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) [略]

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>

備考 [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさいたま市消防団員等公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた改正後の条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る改正後の条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷

病補償年金等を除く。) 及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る
傷病補償年金等については、なお従前の例による。